

西宮市住宅土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金交付要綱

平成29年5月1日

改正 令和 4年5月2日

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市に存する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の民間住宅について土砂災害対策防護壁等整備を実施する所有者等に対し、これに要する費用の一部を補助することにより、居住者の人命と財産の保護を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 本事業を実施する者に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、国が定める社会資本整備総合交付金要綱及び兵庫県が定める兵庫県まちづくり部補助金交付要綱その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防護壁等整備 防護壁等を新築、増築、築造または改修することにより、既存の住宅が土砂災害に対して安全な構造となることをいう。
- (2) 防護壁等 土砂により作用する力及び衝撃等に抵抗する外壁等または建築物に附属して設ける門または扉で、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合するものをいう。
- (3) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建築物又は建築物の一部をいう。（長屋、共同住宅、及び住宅ごとに店舗等の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1未満の兼用住宅を含む。）
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居室部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (4) 事業の着手 第6条に定める補助対象事業の契約を締結すること。
- (5) 事業の完了 第6条に定める補助対象事業が完了し、第8条に定める申請者等が前号の契約の相手方に、契約に係る費用を支払うこと

(補助対象建築物)

第4条 補助対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 特別警戒区域内の住宅を含む建築物であること。
- (2) 建築基準法施行令第80条の3の規定について既存不適格であること。
- (3) 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられていないこと。
- (4) 本補助金の対象とする事業に対し、国、県又は市からこの要綱による補助金以外の補助金の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- (5) 当該住宅の住居表示が西宮市であること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物に含まれる、特別警戒区域内の住宅（第4条第2号に該当するものに限る。）を所有する市民とする。

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が第4条に規定する補助対象建築物に対して実施する防護壁等整備に関する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 前項の事業に係る設計（構造に係る設計を含む。）又は工事監理をする者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士または二級建築士であること。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、防護壁等整備に要する費用（消費税は算入しない）に2分の1を乗じた金額又は75万円（市長が地形等により必要と認める場合は150万円）のいずれか低い金額とする。

2 前項の補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 第1項に定める市長が地形等により必要と認める場合とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防護壁等のうち、建築物に附属して設ける門または扉の長さが15メートルを超えるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（交付申請）

第8条 補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書（第1-1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物等概要書（様式第1-2号）
- (2) 付近見取り図、配置図（特別警戒区域および補助対象建築物を明示したもの）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、現況外観写真
- (3) 建築基準法施行令第80条の3の規定への適合検討書
- (4) 建築物の所有者及び建築年が確認できる書類

- (5) 工事費の見積書
- (6) 設計者の建築士の免許証の写し
- (7) 防護壁等整備に係る建築確認済証の写し（防護壁等整備に建築確認が必要な場合）
- (8) 委任状（代理人が申請事務を行う場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次の各号に定める者に対して、補助対象事業の遂行に係る費用の負担方法、及び第1項の申請に係る補助金の受取り方法等について同意を得なければ、同項の申請をすることができない。

- (1) 補助対象建築物を、所有する者
- (2) 補助対象建築物に、居住する者
- (3) 前2号以外で、当該危険住宅を含む建築物に係る権利を有する者

3 申請者以外で、補助対象建築物に含まれる特別警戒区域内の住宅を所有する者は、第1項の申請をすることができない。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2-1号)により当該申請者に通知し、申請内容が適切でない等の理由により、補助金の交付の対象にならないと認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第2-2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に係る補助金の交付を決定し、申請者に通知する場合において、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

3 申請者は、第1項に係る交付の決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（事業廃止）

第10条 前条第1項に係る交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を取り止めたときは、速やかに補助事業廃止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

（交付決定額等の変更）

第11条 補助事業者は、第9条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金等変更交付申請書(第4号様式)を、変更に係る事業に着手する前に提出しなければならない。

2 補助事業者が死亡した場合において、その者に代わり、次の各号に該当する者が、補助対象事業を引き継ごうとするときは、補助金等変更交付申請書に、第8条第1項各号のうち市長が必要と認める書類、補助事業者の死亡がわかるもの、及び補助事業者の補助対象事業に係る権利を有する相続人であることがわかるものを添付して、市長に申請することができる。

- (1) 補助対象者であること。
- (2) 第8条第2項各号に掲げる者に対して、補助対象事業の遂行に係る費用の負担方法、及び本項の申請に係る補助金の受取り方法等について同意を得ていること。

- 3 市長は前2項の申請があったときは、その変更の可否を決定し、補助金等変更交付決定通知書(第5号様式)により同項の申請をした者に通知するものとする。
- 4 第2項の申請をした者が、前項においてその変更を可とする通知を受けたときは、第9条および第10条の補助事業者に代わり、新たに補助事業者になったものとみなす。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は当該会計年度の2月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(第6-1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該日が市役所の閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日とする。

- (1) 事業報告書(様式第6-2号)
- (2) 工事写真(施工前、施工中、施工後が分かるもの)
- (3) 契約書及び領収書の写し
- (4) 防護壁等整備の工事に係る検査済証の写し(当該工事に建築確認が必要な場合)
- (5) 補助金交付決定通知書の写し
- (6) 補助金等変更交付決定通知書の写し(第11条第3項の通知がなされた場合)
- (7) 工事監理者の建築士の免許証の写し
- (8) 委任状(代理人が申請事務を行う場合)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第13条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 事業の着手が第9条第3項に反して行われたとき、又は補助事業実績報告書及び第12条各号に掲げる書類が、同条に定める期日までに、補助事業者から提出されないとき。
- (5) 前4号以外にこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて、当該補助金を返還させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月2日から施行する。